

イビデン株式会社定款

第1章 総 則

第1条 （商 号） 本会社は、イビデン株式会社と称し、英文では、**IBIDEN CO., LTD.**と表示する。

第2条 （目 的） 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- （1） カーバイドとその誘導製品及びその他の電気炉工業製品の製造並びに販売
- （2） 合成樹脂及び合成樹脂利用製品の製造並びに販売
- （3） 炭素製品及びその他の窯業製品の製造並びに販売
- （4） 土木建築用資材及び住宅機器製品の製造並びに販売と施工
- （5） 住宅の設計、施工、請負、監理並びに販売
- （6） 電子機器及びその関連製品・部品の製造並びに販売
- （7） 断熱材の製造・加工並びに販売及び断熱工事の設計並びに施工
- （8） セラミックス製品の製造並びに販売
- （9） コンピューターに関するソフトウェアの作成並びに販売
- （10） 農産物、畜産物及び水産物の加工並びに販売
- （11） 医薬品の製造並びに販売
- （12） 発電及び電気供給事業
- （13） 前各号に関連する機械設備の設計、施工及び売買並びに技術指導
- （14） 前各号に関連する製品の代理業並びに間屋業
- （15） 前各号に関連する事業及び業務又はこれに対する投資

第3条 （本店の所在地） 本会社は、本店を大垣市に置く。

第4条 （機 関） 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- （1） 取締役会
- （2） 監査等委員会
- （3） 会計監査人

第5条 （公告方法） 本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条 （発行可能株式総数） 本会社の発行可能株式総数は、9億2千万株とする。

第7条 （単元株式数） 本会社の単元株式数は、100 株とする。

第8条 （単元未満株式を有する株主の権利） 本会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1） 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- （2） 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- （3） 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- （4） 次条に定める請求をする権利

第9条 （単元未満株式の買増し） 本会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第10条 （株式取扱規則） 本会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第11条 （株主名簿管理人） 本会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、本会社においては、これを取扱わない。

第3章 株 主 総 会

第12条 （定時株主総会の基準日） 本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第13条 （総会の招集） 定時株主総会は、毎年 6 月に、臨時株主総会は、必要がある場合に随時、本店の所在地にこれを招集する。

2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の代表取締役が招集する。

第14条 （総会の議長） 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当り、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。

2. 取締役社長及び他の取締役すべてに事故があるときは、出席株主の中からこれを選任する。

第15条 （電子提供措置等） 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条 （決議の方法、議決権の代理行使） 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を以て行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を以て行う。
3. 株主は、本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
4. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

第17条 （取締役の員数） 本会社の監査等委員でない取締役は、16名以内、監査等委員である取締役は、7名以内とする。

第18条 （取締役の選任） 取締役は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以て行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第19条 （取締役の任期） 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の残任期間とする。

第20条 （補欠の監査等委員である取締役の選任決議の有効期間） 補欠の監査等委員である取締役の選任決議の有効期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第21条 （代表取締役、役付取締役） 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を若干名選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第22条 （取締役会の招集権者及び議長）取締役会の招集権者及び議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれに当たり、取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第23条 （取締役会の招集通知）取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第24条 （取締役会の決議方法）取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数を以て行う。

2. 本会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第25条 （重要な業務執行の決定の委任）本会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

第26条 （取締役会規則）取締役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第27条 （報酬等）取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して定める。

第28条 （相談役）本会社は、必要に応じ、取締役会の決議を以て、相談役若干名を置くことができる。

第29条 （社外取締役との間の責任限定契約）本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1千万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査等委員会

第30条 （監査等委員会の設置）本会社は、すべての監査等委員である取締役で組織する監査等委員会を置く。

第31条 （常勤の監査等委員）監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員である取締役を選定することができる。

第32条 （監査等委員会の招集）監査等委員会の招集通知は、各監査等委員である取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員である取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第33条 （監査等委員会の決議方法）監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員である取締役の過半数が出席し、出席した監査等委員である取締役の過半数を以て行う。

第34条 （監査等委員会規則）監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めがある場合のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 計 算

第35条 （事業年度）本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第36条 （剰余金の配当等の決定機関）本会社の剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に定める事項の決定は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議による。

第37条 （剰余金の配当の基準日）本会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 本会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第38条 （配当金の除斥期間）配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、本会社はその支払義務を免れる。

2. 未払いの剰余金の配当に対しては、利息をつけない。

附則

（社外監査役の責任免除に関する経過措置）第164回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条の定めによるところによる。

制 定

大正 元年 11月 25日

改 正

大正 4年 12月 26日
大正 7年 6月 26日
大正 10年 2月 18日
大正 12年 7月 31日
昭和 3年 5月 26日
昭和 10年 6月 28日
昭和 13年 2月 28日
昭和 17年 6月 27日
昭和 19年 12月 26日
昭和 20年 10月 23日
昭和 24年 3月 17日
昭和 32年 11月 29日
昭和 37年 5月 30日
昭和 56年 6月 22日
平成 6年 6月 29日
平成 14年 6月 25日
平成 17年 6月 24日
平成 21年 6月 23日
平成 29年 6月 16日
令和 8年 10月 1日

大正 5年 12月 27日
大正 8年 1月 25日
大正 10年 12月 25日
大正 13年 6月 27日
昭和 3年 12月 24日
昭和 12年 3月 30日
昭和 14年 12月 26日
昭和 18年 9月 6日
昭和 20年 4月 14日
昭和 21年 1月 29日
昭和 26年 11月 26日
昭和 34年 11月 30日
昭和 39年 5月 30日
昭和 57年 6月 22日
平成 10年 6月 24日
平成 15年 6月 25日
平成 18年 5月 1日
平成 25年 6月 21日
令和 4年 6月 17日

大正 6年 12月 27日
大正 8年 6月 23日
大正 12年 2月 3日
大正 15年 11月 5日
昭和 5年 2月 3日
昭和 12年 12月 24日
昭和 15年 12月 27日
昭和 19年 6月 26日
昭和 20年 8月 25日
昭和 22年 1月 25日
昭和 29年 5月 14日
昭和 36年 5月 30日
昭和 49年 11月 29日
平成 3年 6月 27日
平成 14年 5月 13日
平成 16年 6月 24日
平成 18年 6月 23日
平成 27年 6月 17日
令和 8年 1月 1日